

## 情報セキュリティ基本方針

学校法人帝塚山学院（以下「学院」という。）は、教育機関の使命として基本的人権の尊重とこれを擁護するうえで情報資産の保護が重要であると考えます。この考えのもと、学院が取り扱うすべての情報資産について規程の制定及び組織体制の整備を図り、また、学院が保有する情報資産に関して適用される法令・規範を遵守するとともに、以下の各項における取り組み及び保護活動を、維持、改善してまいります。

### 1. 情報セキュリティ体制と任務・責任体制の明確化

学院は、情報資産の適切な管理・保護を実施するために、情報セキュリティにおける推進体制を整備し、その任務と責任を明確にします。

### 2. 法令及び契約の遵守

学院は、情報セキュリティに関する法令、国が定める指針、契約上の義務、及びその他の社会的規範を遵守します。

### 3. 情報セキュリティ管理規定の制定

学院は、情報セキュリティに関する規程を制定し、規程に基づく管理要綱・手続きを整備します。

### 4. 情報セキュリティ対策の実施

学院は、全ての情報資産を過失、事故、災害又は犯罪などのすべての脅威から保護するために適切な対策を実施します。万一、情報セキュリティ上の問題が発生した場合は、迅速に、原因の究明と対策を実施し、再発防止に努めます。

### 5. 教育・訓練の実施

学院は、全ての教職員等、学院内の業務に従事する全ての者に対して、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の適切な取り扱いを徹底させるための教育、啓発活動を実施します。

### 6. 継続的改善

学院は、定期的に情報セキュリティの実施状況を評価し、継続的な改善に努めます。

2024年4月1日  
学校法人帝塚山学院  
理事長 野村正朗